

# 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令

発簡日	平成 20 年 3 月 27 日
発簡番号	厚生労働省令第 52 号

## 本文

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）を実施するため、並びに薬事法関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号）第 7 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 27 日

厚生労働大臣 舛添 要一

### 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令

薬事法関係手数料規則（平成 12 年厚生省令第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 7 条第 1 項第一号イ(11)」を「第 7 条第 1 項第一号イ(13)」に、「第 7 条第 1 項第一号イ(12)」を「第 7 条第 1 項第一号イ(14)」に改める。

第 3 条中「(12)又は(13)」を「(13)、(14)又は(15)」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。